

【海外出張】

カンボジア王立司法学院と法務総合研究所の 協力覚書締結について

国際協力部教官

小島 麻友子

第1 はじめに

2020年1月22日、カンボジア王国（以下、「カンボジア」という。）のプノンペンにある王立司法学院¹において、王立司法学院と法務省法務総合研究所との間で、法・司法分野における相互の友好、理解及び協力を発展させることを目的とする協力覚書を締結しました。

法務総合研究所は、2018年12月にラオス人民民主共和国司法省の国立司法研修所との間で、2019年7月にはウズベキスタン最高検察庁アカデミーとの間で、それぞれ協力覚書を締結しており、王立司法学院との協力覚書の締結は、法務総合研究所にとって3番目の締結となります。

本稿では、その概要を御紹介します。

第2 締結の背景

カンボジアでは、1999年から、独立行政法人国際協力機構（以下、「JICA」という。）による民法及び民事訴訟法の起草を支援する法制度整備プロジェクトが始まりました²。そして、2005年11月から2012年3月までの間、それら民法及び民事訴訟法を適切に解釈し、運用することができる人材を育成できるよう、裁判官・検察官養成校において、民事教育改善プロジェクト（フェーズ1、フェーズ2）が実施されました。このプロジェクトでは、民事訴訟法の適切な運用、普及に向けた教材である模擬記録の作成、教官候補生である裁判官や検察官に対する民法草案の講義、民事分野の講義のシラバス作成に対する助言、指導などが行われました³。

また、2012年4月から2017年3月までの間、王立司法学院を実施機関の一つとして、民法・民事訴訟法普及プロジェクトが実施されました。このプロジェクトでは、王

¹ Royal Academy for Judicial Professions(RAJP)。裁判官・検察官養成校、書記官養成校、執行官養成校、公証人養成校で構成され、司法大臣の管轄下にある法律専門家養成する機関である。

² 詳しくは、ICDNEWS第7号（2003年1月）掲載の「カンボディア民法・民事訴訟法起草支援に関わって」及び「カンボディア民法・民事訴訟法起草支援、その画期的な成果」や、第9号（2003年5月）掲載の基調講演「カンボディア民事訴訟法起草支援の経験と法整備支援の今後の課題」、第11号（2003年9月）掲載の「カンボジア民法草案の起草支援事業に携わって」などを参照されたい。

³ 詳しくは、ICDNEWS第18号（2004年11月）掲載の「カンボジアにおける裁判官・検察官養成の動向とその支援」や第35号（2008年6月）掲載の「裁判官・検察官養成校民事教育改善プロジェクト・フェーズ1完了報告」に加え、第31号（2007年6月）、第33号（2007年12月）、第38号（2009年3月）、第42号（2010年3月）、第46号（2011年3月）、第48号（2011年9月）、第50号（2012年3月）掲載のカンボジア法曹養成支援研修に関する記事を参照されたい。

立司法学院の教官候補生の育成や教材の作成などが行われました⁴。

現在、これらの支援を受けた卒業生の中から輩出された教官が、王立司法学院で活躍しています。

2017年4月から実施している民法・民事訴訟法運用改善プロジェクトでは、王立司法学院はカウンターパートとはなっていないものの、それまで日本が実施してきた支援が高く評価されており、2019年1月、王立司法学院から、裁判官や検察官の養成などについて協力関係構築の要請があり、協力覚書を締結することとなりました。

第3 協力覚書の締結

2020年1月23日、王立司法学院において、署名式が開催され、Chhorn Proloeng 学院長と法務総合研究所の大場亮太郎所長（当時）は、意見交換、情報や経験の共有、セミナーや共同研究の実施、相互訪問その他の活動により、司法分野での人材育成のための協力関係を推進し、強化することなどを内容とする協力覚書に署名しました⁵。

この署名式には、Chhorn 学院長、大場所長のほか、王立司法学院の Bunyay Narin 副学院長、Chhan Sina 事務局長、裁判官・検察官養成校の Keng Somarith 校長（当時）、国際協力部森永太郎部長などが出席し、また、在カンボジア日本国大使館の別所健一公使、JICAカンボジア事務所の菅野祐一所長、JICA長期派遣専門家（当時）篠田陽一郎氏などに御参加いただきました。

署名式では、Chhorn 学院長から、協力覚書を締結することができることの喜びや感謝の気持ち、この覚書の実現のためには関係者の方々の協力が必要不可欠であることなどが述べられました。

また、大場所長からは、関係者の皆様にお集まりいただき、協力覚書に署名することができることをうれしく思い、この協力覚書によって両機関が知見を共有し、機関相互の友好関係・協力関係を更に発展させるものとなることを確信しており、JICAをはじめ、他機関の協力を得ることにより、広く両国の法・司法分野における協力関係の深化につながることを期待していることなどが述べられました。

さらに、別所公使からは、王立司法学院に対し、日本のカンボジアに対する法制度整備支援活動への協力に対する感謝とカンボジアの司法の発展への貢献に敬意が表され、法整備と法の適切な運用は国民の生活と社会の安定、経済発展に不可欠であり、そのためにも法の運用を担う裁判官・検察官の更なる育成は重要な課題であることから、日本政府は、司法プロセスの透明性や公正性の強化のために引き続き協力していく考えであり、大使館としても、協力覚書の締結を歓迎し、「国民に信頼され、活用される司法制度及び人材の育成」

⁴ カンボジア民法・民事訴訟法普及支援本邦研修に関しては、ICDNEWS第55号（2013年6月号）、第58号（2014年2月）、第60号（2014年9月）、第62号（2015年3月）、第63号（2015年6月）、第65号（2015年12月）、第67号（2016年6月）、第70号（2017年3月）を参照されたい。

⁵ 協力覚書については、<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/housouken20200122.html> 添付の「【英語】日カンボジア協力覚書（MOC）」を参照されたい。

に向けた全ての関係者の努力を支援していく旨のお言葉をいただきました。



【協力覚書に署名する大場所長（左）と Chhorn 学院長（右）】



【署名後の握手の様子】

署名式終了後、Chhorn 学院長は、私たち日本側参加者を講義が行われていた教室へ案内し、学生に対して協力覚書の締結を告知してくださいました。この行動、そして、その際の、Chhorn 学院長を始めとする王立司法学院の皆様の喜びに溢れた、にこやかな表情からも、皆様が、この締結を大変喜んでくださり、また、協力関係の実現に向けて大きな期待を寄せてくださっていることを強く感じました。

第4 おわりに

2020年3月、この協力覚書に基づき、王立司法学院において、裁判官を対象とした第1回目のセミナーを実施することを計画していましたが、COVID-19の影響により、そのセミナーは延期となってしまいました。本来であれば、そのセミナーの実施状況も併せて本誌において御紹介したいと考えていましたが、延期となり本当に残念です。

今は、一日も早くこの事態が収束することを祈り、今後、両機関の協力関係を更に深める活動が活発化していくことを期待しています。